

- (5) サービス提供等に係る損害賠償に関する業務
- (6) 防犯・防災に関する業務
- (7) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 入居者への業務の報告
- (10) 地域との協力

7. 居室の設備及びその利用

入居者等は、居室等を別表1「居室等の使用細則」に基づいてこれを利用することができます。

8. 居室の維持・補修

ホームは、一般居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、ホームが設置したものについては自ら補修します。入居者等はホームが行う維持・補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意または過失あるいは不当な使用により一般居室等を損傷または汚損したときはこれらの補修に要する費用は入居者の負担とします。

9. 共用施設及び共用設備の利用

入居者は共用施設及び共用設備（以下「共用施設等」といいます。）を別表2「共用施設等の利用細則」に基づいてこれを利用することができます。入居者は「共用施設等の利用細則」に定める利用時間を超えて共用施設等を利用する時は、管理者の承認を得るものとします。

10. 運営懇談会

入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、入居者と別表3「運営懇談会細則」により運営されます。

11. 利用できる各種サービス

当ホームは、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを一体的に提供します。その具体的内容、別料金となるかどうか及び要予約かどうかについては重要事項説明書「介護サービスの一覧表」のとおりです。入居者に提供したサービスの内容は帳簿に記録して2年間保存します。ホームは、運営懇談会等において、入居者の意見を積極的に汲み上げるとともに、第三者によるサービス評価を受けサービスの質の向上に努めます。

- (1) 健康管理サービス
 - (ア) 原則として年2回の健康診断及び定期健康診断の他健康相談等を別表4「健康管理サービス」に従って行います。
 - (イ) 協力医療機関を定め、協力医療機関において、適切な治療が受けられるよう必要な協力をお願いするようにしています。
- (2) 食事サービス
 - (ア) 原則として、毎日1日3食を提供する体制を整え、その他必要な職員を配置します。但し食事の回数は入居者の自己選択制です。
 - (イ) 食事サービスの提供は別表5「食事サービス」に従って行います。
- (3) 生活相談・助言サービス
 - 入居者の生活全般に関する諸問題について相談や助言を別表6「生活相談・助言サービス」に従って行います。
- (4) 生活サービス
 - 家事全般に関するサービスや生活利便に関するサービスを別表7「生活サービス」に従って提供します。